

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	公共下水道整備工事 美濃庄町 測量業務委託(第1工区)その2
2 履行場所	大和郡山市 美濃庄町 地内
3 履行期間	着手の日から令和8年11月30日まで
4 業務概要	現地測量 A=0.50ha、 4級基準点測量 N=3点
5 事業担当課	下水道推進課
6 契約日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契約保証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支払事項	前 払 金 契約金額が300万円以上の場合は請求できます。ただし契約金額の30%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払 金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時 令和8年7月14日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書（大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事に係る業務委託等入札のお知らせ→入札関係書類からダウンロードできます）により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 下水道推進課 質 問 回 答 日 令和8年7月16日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書

本業務の履行にあたっては、「測量委託仕様書(下水道)」によるものとし、特記事項は以下のとおりとする。

1. 測量条件項目

- 4級基準点測量 N=3点
 - ・ 補正項目
- 地域区分 : 都市近郊(平地)
- 現地測量 A=0.50ha
 - ・ 補正項目
- 地域区分 : 都市近郊(平地)
- 縮尺 : 1/300

2. 委託業務詳細内容

- ① 測量
 - イ. 目的
本測量業務委託は、別途発注の下水道設計業務委託を行うために必要な測量作業を目的とする。
 - ロ. 測量箇所等
道路高、鉄道高および橋梁の桁下高さ、水田・宅地については一筆に一点以上、畑等傾斜のあるところでは3点以上測量し、標高はセンチ単位で表示する。既設BOXカルバートおよび側溝会所柵、既設管渠(雨水・汚水)の流出入口部分については、管底高及び管種、管径を計測し、標高はミリ単位で表示する。
- ② 製図
 - イ. 区画線、電柱等の路上施設を記入する。
 - ロ. 既設マンホール、既設雨水管路等を記入する。
 - ハ. 宅内の浄化槽、植栽、階段等を、調査できる範囲内で記入する。
- ③ 調査
 - イ. 各宅地の風呂(B)、トイレ(T)、台所(K)等の位置調査を実施し、報告書にまとめる。
 - ロ. 既設雨水管路がある場合は、既設マンホールや管路位置、マンホール深さ、マンホール種別(現場打ちの場合は、寸法計測)、管径、管種、流入流出方向等の調査を実施し、現地写真とともに、報告書にまとめる。

3. 下水道設計業務については、来年度発注予定のため、今回の測量業務について不明な点、不測な点が出てきた場合は、設計会社および監督員に協力すること。

4. 管理技術者等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務(植栽維持管理業務)に係る現場代理人等について」
(入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連)を参照

測 量 委 託 仕 様 書

(下 水 道)

都 市 建 設 部 下 水 道 推 進 課

平 成 2 4 年 4 月 改 正

第 1 章 総 則

1. 業務の目的

本委託業務にあたっては、本仕様書及び、土木設計業務等委託必携（奈良県）[最新版]に基づいて、位置図に示す委託対象地域の下水道管渠埋設工事を実施するために必要な路線現地測量の作業方法を行うことを目的とする。

2. 法令等の遵守

本業務を実施するにあたり、測量法ならびに関係法令を遵守しなければならない。

3. 秘密の保持

本業務において知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

また、地元住民に対しての誤解や疑義を招くような言動は、厳に慎まなければならない。

4. 公益確保の責務

受注者は、一般交通の支障のないよう注意し、各種物件や農作物等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。万一損傷もしくは事故が生じた場合、受託者の責任において一切を処理しなければならない。

5. 主任技術者

- 1) 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3) 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4) 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6. 担当技術者

- 1) 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

- 2) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

7. 提出書類

1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3) 受注者は、契約締結後7日以内に作業計画書を提出しなければならない。

4) 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第2章 測 量

1. 測量作業

- 1) トラバースの精度は公共測量作業規定による。
- 2) 本業務に使用した路面等に打設する測量ピンについては、明確になるよう成果品としてとりまとめること。
- 3) 水準点は、既設人孔の下流管底高さ(下水道台帳)を参考にする(市担当者と協議)

2. 縦断測量(設計業務がある場合のみ)

- 1) 路線の地形が分かるよう各地盤の水準測量の際に、中心部と交差する道路高、鉄道高および橋梁の桁下高さ、水田・宅地については一筆に一点、畑等傾斜のあるところでは3点程度、暗渠および管渠の出入り口部分は、管底高及び管種、管径を計測し、標高はミリ単位で表示しなければならない。
- 2) 下水道管路は、処理分区ごとの排水系統になっているため、下流部が測量委託区域であっても、上流部も含め縦断に影響を及ぼす箇所については、市係員の指示により計測しなければならない。
- 3) 観測の往復の誤差は、1kmにつき20mm以内とする。
- 4) 仮B・Mの設置については、市係員の指示によるものとする。

3. 横断測量(設計業務がある場合のみ)

- 1) 中心線に沿った、人孔設置位置ごとの測点箇所および地形の変化点において、中心線上に直角に原則として中心から左右20m程度の範囲でレベル横断とする。

4. 現地測量

- 1) 測量区域は、中心より左右50m程度の範囲を原則とし、市係員との打ち合わせにより決定するものとする。
- 2) 視準距離は、50m以上になってはいけない。

5. 成果品および資料の提出

- 1) 縦断面図(設計業務がある場合のみ)
 - ① 縮尺は、縦1/100、横1/300~1/500を原則とする。
 - ② 記入内容
イ. 勾配 ロ. 測点 ハ. 単距離
ニ. 追加距離 ホ. 現地盤高 ヘ. 計画地盤高
ト. 土被り チ. 掘削深 リ. 既設管底高
ヌ. 計画管底高
 - ③ 前後の関係が分かるように、区域外でも若干記入すること。
 - ④ 既設下水道流入流出管、横断構造物等の現在高を図示し、桁下高・敷高等必要事項を記入すること。

2) 横断面図（設計業務がある場合のみ）

- ① 縮尺は、1/50～1/100を原則とする。
- ② 作業は、下流側から見た人孔ごとおよび変化点の断面を記入する。
- ③ 図面に記入するときは、左下 左上 右下 右上の順に測点が配列されるようにする。

3) 平面図

- ① 縮尺は、1/300～1/500を原則とする。
- ② 記入内容として既設下水道管路だけでなく地下埋設物、電柱、ラインファルト等も記入する。
- ③ 周囲の関係が分かるように、区域外でも若干記入すること。

4) 提出図面

- ① 位置図、平面図、（縦断面図、横断面図）でマイラーまたはそれと同等のものを提出するとし、同時にそれらを磁気記録媒体（CD等）に保存し提出するものとする。
- ② その他、測量に用いた野帳・計算書およびその関係書類を提出すること。
- ③ 測量標（基準点、水準点、仮BM、状況写真等）を点の記として提出すること。

5) 検査その他

- ① 納入成果品の不備は、受託者において訂正し、これに要する費用は全て受託者の負担とする。

建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、受注者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。（建設工事における専任でない主任技術者、建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る配置技術者等についても同様の扱いとします。）

大和郡山市においては、受注者との直接的で恒常的な雇用関係について、入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日）以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、それを証明する下記①～⑦のいずれかの書類と経歴書を「現場代理人及び主任（監理）技術者選任届」又は「現場代理人通知書」「管理・主任技術者通知書」「照査技術者通知書」「担当技術者届」と同時に提出していただきます。

※	個人企業の事業主又は法人の代表者の場合は不要
①	法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し。
②	健康保険被保険者証（氏名、資格取得年月日、事業所名称が明記されているもの。）又は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書は不可。
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し。
④	監理技術者資格者証の写し。
⑤	市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。
⑥	最新年分の所得税の確定申告書の写し。
⑦	最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し。

また、現場代理人の工期途中での交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のみ認めるものとします。

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

契約書第10条の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取り締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることが確認され、発注者がこれを認めた場合には、例外的に現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる。

- （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- （2）第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- （4）（1）～（3）に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

地理院地図

GSI Maps



事業費総括表													大和郡山市	
課長		課長 補佐		課長 補佐		係長		主査		検算		設計		
年 月 日		令和8 年 6 月					業務委託内容	現地測量 A=0.50ha 4級基準点測量 N=3点						
工 事 番 号		第 号												
河川名・路線名等														
履 行 位 置		大和郡山市 美濃庄町 地内												
業務等の名称		公共下水道整備工事 美濃庄町 測量業務委託(第1工区)その2												
		認 可				実 施				適 要				
事 業 費						(内消費税及び地方消費税相当額 円 円)				単独事業				
備 考														

事業費総括表		
費 目	金 額	適 要
事 業 費		
工 事 費		
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 設 計 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
機 械 器 具 費		
営 繕 費		
換 地 諸 費		
工 事 雑 費		
事 務 費		

委 託 内 訳 書								
工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費	委託費							
	測量業務				1			
		測量(積上)		式	1			A- 1号内訳書
		旅費交通費(測量)		式	1			A- 2号内訳書
直接測量費計								
間接測量費								
		諸経費(測量)		式	1			
測量業務費計								
業務委託価格								
消費税相当額								
業務委託費								

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
直接人件費(測量)					
直接人件費(一般調査)					
直接人件費(解析調査)					
直接人件費(設計委託)					
電子成果品作成費	土木設計(概略・予備・詳細)／下水道設計(施設)				

算 出 基 礎					
---------	--	--	--	--	--

旅 費 交 通 費 (測 量) = 直接人件費 × 率
= × %
=

諸 経 費 (測 量) = 対象額 × 率
= × %
=

対 象 額 = 直接測量費 − 成果検定費
=
=

[illegible]

B- 1号

1業務当たり

明細書

現地測量 (都市近郊／平地)

作業計画、縮尺 1/300

[illegible]

[illegible]

[illegible]

C- 1号

1業務当たり

単価表

打合せ

業務着手時

[illegible]

C- 2号

1回当たり

单価表

打合せ

中間打合せ

[illegible]

C- 3号

1業務当たり

单価表

打合せ

成果品納入時

[illegible]

C- 4号	4 級基準点測量（伐採なし、永久標識設置なし） 作業計画					35点当たり	単価表
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量主任技師		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
機械経費		式	1				
精度管理費		式	1				
通信運搬費等		式	1				
材料費		式	1				
計							
1 点当たり							

C- 5号		4 級基準点測量（伐採なし、永久標識設置なし）					35点当たり	単価表
選 点								
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量技師		人						
測量技師補		人						
測量助手		人						
機械経費		式	1					
精度管理費		式	1					
通信運搬費等		式	1					
材料費		式	1					
計								
1 点当たり								

C- 6号	4 級基準点測量（伐採なし、永久標識設置なし）						35点当たり	単価表
観 測								
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師				人				
測量技師補				人				
測量助手				人				
機械経費				式	1			
精度管理費				式	1			
通信運搬費等				式	1			
材料費				式	1			
計								
1 点当たり								

C-7号	4 級基準点測量（伐採なし、永久標識設置なし）						35点当たり	単価表
計算整理								
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量主任技師		人						
測量技師		人						
測量技師補		人						
測量助手		人						
機械経費		式	1					
精度管理費		式	1					
通信運搬費等		式	1					
材料費		式	1					
計								
1 点当たり								

弾力条項適用なし

測量数量集計表

[illegible]

	面 積 (ha)	延 長 (m)	面積按分
總 合 計	0.50	123.50	0.00
	0.005	km ²	

補助:0.00 (A=0ha)
 单独:1.00 (A=0.50ha)

	測点数	補助	单独
4級基準点測量	3	0	3

0.50 / 0.2 = 3

書き込み形状を検索します。

多 面:5,000m²

条件設定一致件数 1 件

地図表示編集閉じる

別紙 面積算出根拠①



